

# 農業用機械等を導入したい(1)

## 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(国)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

### 本事業の役割

地域の中心経営体等に対し、農業用機械・施設等の導入を支援します。

### 対象者は？

人・農地プランに位置付けられた中心経営体が対象です。

### 交付条件は？

次の2つの要件を満たす必要があります。

- (1)規模拡大やコスト削減に意欲的であること。
- (2)補助金額以上の融資の借入が可能であること。

### どのような事業内容？

農業用機械(トラクター、コンバイン、乾燥機等)や施設の導入について、事業規模に応じて次のとおり支援します。

#### (1)地域担い手育成支援タイプ

- ①融資主体補助型(地域の担い手が融資を活用して機械等を導入する際の支援)
  - ②条件不利地域型(中山間地域における機械の共同利用等を支援)
- 補助率:3/10以内、上限額:300万円

#### (2)先進的農業経営確立支援タイプ

- 融資主体補助型(広域に展開する農業法人等に対し、上限額を引き上げて支援)
- 補助率:3/10以内、上限額:個人1,000万円、法人1,500万円

下限面積が設定されている機械の場合、目標年度までに下限面積を上回る必要があります。

### 手続はどうするの？

- (1)要望調査(導入年の2月~3月)
- (2)計画書の作成(5月)
- (3)申請書の提出(6月)
- (4)補助金の交付決定、事業着工(7~8月)
- (5)事業完了(9月)

※手続時期は変更となる場合があります。

